

## 悪質商法の被害にあわないために

### (1) 消費生活センターの概要

消費者から商品・サービスの契約や品質などのトラブルに関する相談を受け付ける相談窓口です。相談員が問題解決のための助言、あっせん、情報提供を行います。

(例) 悪質商法の被害にあった  
事業者と契約トラブルになった …… など



県全体の相談件数 16,568件  
→1日あたりの平均相談件数  
およそ 45件

### (2) 消費生活センターの相談受付状況

- 相談件数（県センター）・・・平成24年度 4,678件  
（市町郡センター）・・・ 11,890件
- 相談件数の年齢内訳の比率（平成24年度）

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
4%	7%	14%	21%	15%	14%	15%	10%

- 多く寄せられる相談内容（平成24年度・県センター分）

分類	内容		件数
1	運輸・通信サービス	アタルト・出会い系サイト、インターネット接続回線など	1,132
2	金融・保険サービス	消費者金融、ファンド型投資商品、社債など	542
3	教養娯楽品	新聞、携帯電話、テレビなど	369
4	食料品	健康食品、野菜、ミネラルウォーターなど	293
5	他の相談	債権回収、交通事故、婚姻など	267
6	他の役務	結婚相手紹介サービス、広告代理服务、外食など	235
7	レンタル・リース・賃借	賃貸アパート、電話機リースなど	202
8	商品一般	対象商品が不明な請求や商品券など	165
8	土地・建物・設備	ソーラーシステム、新築分譲マンションなど	165
10	車両・乗り物	自動車（中古・新車）購入、自動車用品など	161
11	保険・福祉サービス	医療、歯科治療、エステなど	153
12	被服品	アクセサリ（買取り含む）、被服など	145
13	工事・建築・加工	住宅新築、屋根工事、リフォーム、塗装工事等	144

● 60歳以上の方から多い相談内容（平成24年度・県センター分）



分類	内容	件数
1 金融・保険サービス	投資に関する商品、社債、フリーローン・サラ金など	235
2 食料品	健康食品、魚貝類など	174
2 運輸・通信サービス	アダルト情報サイト、光回線、出会い系サイトなど	174
4 教養娯楽品	新聞、単行本、紳士録・名簿など	106
5 他の役務	結婚相手紹介サービス、廃品回収サービス、冠婚葬祭互助会など	82
6 住居品	ふとん、ミシン、消火器など	63
7 工事・建築・設備	住宅リフォーム工事など	62

(3) トラブルの多い相談事例

架空請求

● メールやハガキなどで、一方的に「身に覚えのない」料金を請求してきます。

【アドバイス】

連絡はせず、消費生活センターに相談しましょう。

「〇〇管理局」、「〇〇財務管理センター」など、公的機関を装って架空請求ハガキが送られてくる場合があります。



訴状認可通達書

あなたに対する訴状が提出され、受理されました。

訴訟番号 平成25年 [H] 第 0112号

本状を以て、契約業者及び、回収業者から訴状が提出された事を通達致します。尚、本状は「総合民事特例法」上、最終の通告となりますので至急、相談窓口にてご確認ください。

故意に放置した場合は裁判所からの口頭弁論呼出通知後に指定の管轄裁判所への出廷となります。また支払督促の手段として給料の差し押さえ、不動産物の差し押さえなどができる強制執行証書の交付となる場合がありますので十分にご注意ください。

書面での通知となりますので、原告側からの訴状・起訴内容（原告となる業者や未納となった金額、その期間、締結した契約内容など）のお問い合わせについては必ずご本人よりお願い致します。

当管理センターは、保全の立場から紛争問題の仲裁などを目的とした中立機関となります。当センターがあなたに対して訴訟を起こしているわけではありません。

【相談窓口】 03-4582-4165

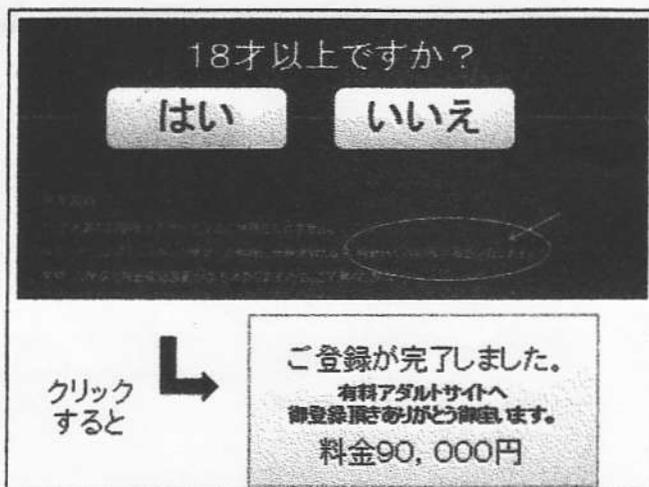
受付時間 9:00 ~ 18:00 (土・日、祭日を除く)

訴状通告管理センター

〒134-0088 東京都江戸川区西葛西 6-7-18 第一平塚ビル

### 不当請求（ワンクリック請求）

- アダルトサイトで、年齢確認ボタンをクリックしただけで、不当な利用料金を請求されます。



### 【アドバイス】

- ・ 利用規約が分かりにくかったり、申込みの確認画面がない場合は、契約が成立しているとは言えません。
- ・ 料金請求画面が消えない場合の対処法は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページに掲載されています。

### 点検商法

- 「無料（格安）で点検します」などと言って訪問し、点検後、高額な修理工事などを勧めてきます。  
（例）「水回りの点検をします」、「屋根を点検します」など



### 利殖商法

- 根拠もないのに、「必ずもうかる」、「元本は保証する」などと言って、金融商品などへの投資を勧めてきます。
- 「配当金が支払われない」、「返金されない」など詐欺まがいのものもあります。

### 多重債務・借金

- 「収入が激減して借金の返済ができない」、「20年以上借金しているが、返済が終わらない」など、借金の整理などの相談もあります。



### 製品トラブル

- 「説明書通りに使用していた電化製品から突然火が出た」などの製品に関するトラブルや「スーツをクリーニングに出したら、大きなシミがついて戻ってきた」といったクリーニングに関する相談もあります。



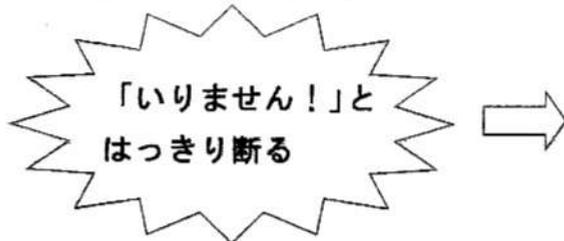
#### (4) 悪質商法の被害にあってしまったら

クーリング・オフ制度を利用しましょう

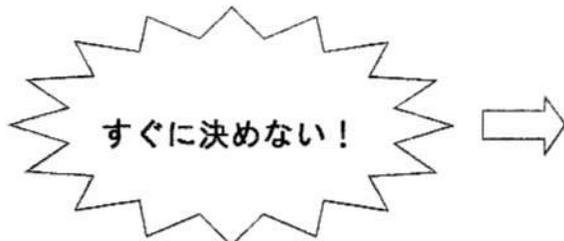
- ・一定期間内に、消費者が無条件に契約を解除できる制度です（特定商取引法）。
- ・訪問販売、電話勧誘販売の場合、契約書面を受け取ってから8日間以内に書面で通知します。
- ・期間を過ぎていても、消費者契約法などにより契約を取り消せる場合があります。

#### (5) 悪質商法の被害にあわないために

##### ① 消費者自身の取り組み



不必要なものであったら、しつこく勧誘されても、はっきりと断りましょう



業者に急かされても、すぐに決めずに、周りの人に相談しましょう

##### ② 地域での取り組み

- 情報を共有しましょう …… (例) 自治会の会合などで情報交換する

#### (6) 困ったときは、消費生活センターに相談を!

##### 群馬県消費生活センター

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 昭和庁舎1階

◇ 平日 (9:00~17:00)

◇ 土日 (9:00~12:00 / 13:00~17:00)

電話番号 **027-223-3001**

※祝日、年末年始は休みです

##### メールマガジン「消費者ホットぐんま」のご案内 (月1回程度配信・無料)

新たな悪質商法の手口や、被害が多発している相談事例、県ホームページの更新情報、消費生活情報誌「ぐんまくらしのニュース」の概要等を電子メールでお届けします。

【登録方法】 件名:「メルマガ消費者申込み」と明記の上、

【送信先】 右記のQRコードを読み取っていただくか、

shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp まで送信してください。

